

## 業務契約書

昭和薬科大学附属高等学校・中学校校長諸見里明(以下「依頼者」という。)と契約者〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇(以下「契約者」という。)は、次の条項により、昭和薬科大学附属高等学校・中学校 Webサイトリニューアル業務契約を締結する。

(総則)

第1条 依頼者と契約者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 契約者は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約の終了後においても同様とする。

(契約業務)

第2条 業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 業務の名称 昭和薬科大学附属高等学校・中学校 Webサイトリニューアル業務
- (2) 業務の内容 昭和薬科大学附属高等学校・中学校 Webサイトリニューアル業務仕様書  
(以下「仕様書」という。)記載のとおり。

(履行期間)

第3条 業務の履行期間は、令和3年〇月〇日から令和4年3月20日までとする。

(成果報酬)

第4条 支払い金額は、次のとおりとする。

令和3年度 金〇〇〇〇〇円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇〇円)

(業務の処理方法等)

第5条 契約者は仕様書に基づき業務を実施しなければならない。

2 契約者は、前項に定めのない事項については、依頼者の指示を受け契約業務を実施しなければならない。

3 契約者は、依頼者から請求があったときは、業務の進捗状況について依頼者に報告しなければならない。

(業務完了報告及び検査)

第6条 契約者は、令和4年3月20日までに、成果品及び業務完了報告書を依頼者に提出し、検査を受けなければならない。

2 依頼者は、前項の業務完了報告書又は業務経過報告書の提出があったときは、10日以内に検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。

3 契約者は、前項の規定による検査の結果不合格となった時は、依頼者の指定する日までに補正して提出し、再度検査を受けなければならない。

4 前2項の規定による検査に直接要する費用は契約者の負担とする。

(報酬の支払)

第7条 依頼者は、前条の規定により引渡しを受けた後、契約者から支払請求書(様式1)を受領したときは、その日から60日以内に報酬を支払うものとする。

(危険負担)

第8条 第6条の規定による引渡し前に生じた成果品の亡失又はき損による損害は、契約者の負担とする。

(瑕疵担保)

第9条 契約者は、成果品の引渡し後1年以内に、当該成果品に隠れた瑕疵が発見されたときは、依頼者の指定する日までに、自らの負担において瑕疵を修補し、又は代品を納入しなければならない。

(秘密の保持)

第10条 契約者は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 契約者は、この契約による事業を行うために個人情報を取り扱う場合は、その内容を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

第11条 契約者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、依頼者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(再委託の禁止)

第12条 契約者は、契約業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、依頼者が特別な事情があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りではないものとする。

(契約内容の変更)

第13条 契約者は、必要があると認めるときは、契約業務内容を変更することができる。

2 前項の場合、依頼者と契約者が協議の上、契約料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。

3 依頼者は、第1項の変更により契約者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約解除)

第14条 依頼者は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 契約者が、その責に帰すべき事由により、第3条の規定する期間内に契約業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認めるとき。

(2) 契約者が、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者(以下「暴力団等」という。)に該当する旨の通報を警察当局から依頼者が受けたとき。

(3) 前各号の場合のほか、契約者がこの契約に違反したとき。

(談合その他不正行為による解除)

第14条の2 依頼者は、契約者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、契約者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第6条 第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第6条の2第 1 項 の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 契約者(契約者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の6又は第 198 条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(再委託契約に関する契約解除)

第14条の3 契約者は、この契約の受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、契約者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

2 依頼者は、契約者が前項に規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

(債務不履行の損害賠償)

第15条 契約者は、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する期間内に契約業務を完了しないとき又は第6条第1項に規定する期限までに成果品を提出しないときは、当該期限の翌日から契約業務を完了した日又は成果品を提出した日までの日数に応じ、契約料に対する年10%の遅延損害金を依頼者に支払わなければならない。この場合、損害金は報酬から差引くものとする。

2 依頼者は、その責に帰すべき事由により、第7条第1項に規定する期日までに契約料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、契約料に対し遅延損害金を契約者に支払わなければならない。

3 契約者は、第9条の場合において、依頼者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。

4 契約者は、第1項又は第4項の場合において、依頼者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても依頼者に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第16条 契約者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅延なく依頼者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(疑義の解決)

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、依頼者と契約者が協議して定めるものとする。この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、依頼者と契約者が両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年(2022年)〇月〇日

依頼者

沖縄県浦添市沢岬450番地

昭和薬科大学附属高等学校・中学校 校長 諸見里 明

契約者

住 所

法人名

代表者職・氏名